

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和6年度事業点検・評価調書

4-Ⅲ-4

4-Ⅲ-4

章	第4章 世界遺産登録に向けた来訪者の受入体制整備	取組項目	立入区域の制限とその明示
節	Ⅲ. 安全対策の徹底	事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業(施策)名	4 緩衝地帯等における立入禁止区域の設定と周知	関連団体	県治山課、県農地計画課、県河川整備課、県文化課、佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産振興部)、佐渡市防災課、(株)ゴールデン佐渡
事業実施期間	H28～R6		
事業概要	【事業目的】 ○ 緩衝地帯等における立入禁止区域の設定等により、来訪者の適切な誘導を図る。 【事業内容】 ○ 緩衝地帯等における立入制限やその情報提供、また、関連機関との情報共有や調整を行い、立入禁止区域の設定と来訪者への注意喚起を促すサインの設置等を行う。 【本計画終了時点のゴール】 ○ 構成資産内における公開・非公開エリアの設定を完了させる。		
これまでの取組実績	○ 一般来訪者向けに、見学マナーや危険箇所の注意喚起などを記載した周知チラシを作成し、島内各所で配布し周知した。 ○ 史跡整備基本計画の中で、公開・非公開のエリアを決定するとともに、非公開エリア(立入禁止区域)へのサイン設置に向けた検討を行った。		
事業計画と実績	【R6年度計画】 ● ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」を中心に、公開・非公開エリアの案内や来訪者向け見学マナーの周知を行う。 【R6年度実績】 ● ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」を中心に、公開・非公開エリアの案内や来訪者向け見学マナーの周知を行った。		
事業評価	【ゴールに対する計画終了時の達成度】 [A ・ ○B ・ C] ◇ 史跡整備基本計画において、構成資産となっている史跡の公開・非公開エリアを設定済であることから、B評価とした。		
課題	■ 構成資産が広範囲に分布することから、公開範囲の拡大に合わせて効果的な場所に計画的にサインを設置する必要がある。		

A: 予定を上回る進捗

B: 概ね予定どおり

C: 遅れている。